

**【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について
（その58：外国人ビジネス関係者及び投資家の11月1日よりの入国許可）**

[在フィリピン日本国大使館](#)

2020/10/24, Sat 15:11

【ポイント】

- 10月23日、フィリピン政府は、特定のビザを保有する外国人ビジネス関係者及び投資家の11月1日以降のフィリピンへの入国を許可する旨発表しました。
- 詳細が明らかにされていない部分もありますので、個別事案の扱い、具体的な手続き等については、フィリピン入国管理局等に確認してください。

【本文】

1 10月23日、フィリピン政府は、22日に開かれた新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）会合において、IATFが外国人ビジネス関係者及び投資家の11月1日以降のフィリピンへの入国を許可したことを発表しました。10月22日付IATF決議第80号によれば、次の外国人のフィリピンへの入国が許可されるということです（正確には下記リンク先の原文を参照してください。）。

- （1）大統領令226号又は包括投資コード（これらの改正を含む。）及び共和国法第8756号に従い入国管理局が発行したビザを保有する者。
- （2）司法省が発行した47（a）（2）ビザを保有する者。
- （3）オーロラ特別経済区庁及びスービック湾都市開発庁が発行したビザを保有する者。

2 上記のいずれの場合においても、入国の時点で有効なビザを保有していること、（フィリピン政府により）認定された隔離施設の事前予約があること、到着空港及び渡航日の受け入れ能力に応じたものであること等の条件が付されています。詳細が明らかにされていない部分もありますので、個別事案の扱い、具体的な手続き等については、フィリピン入国管理局等に確認してください。

- 大統領府及び新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

（10月23日付けIATF決議第80号）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201022-IATF-Resolution-80-RRD.pdf>

+++++

- 大統領府及び新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

（フィリピン政府新型コロナウイルス感染対策ウェブ・サイト）

<https://www.covid19.gov.ph/>

（9月28日付けIATF決議第75号A（10月31日までの隔離措置対象地域）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/09sep/20200928-IATF-RESO-75-A-RRD.pdf>

（7月16日改訂「フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン」）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/07jul/20200716-omnibus-guidelines-on-the-implementation-of-community-quarantine-in-the-philippines.pdf>

- フィリピン運輸省

（陸上交通に関するガイドライン）

<http://dotr.gov.ph/55-dotrnews/1558-read-as-various-areas-in-the-country-prepares-to-shift-from-modified->

[enhanced-community-quarantine-mecq-to-general-community-quarantine-gcq-the-new-normal.html](https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf)

●フィリピン保健省

(フィリピン入国の際の検査・検疫措置に関する5月1日付けメモランダム(在大阪フィリピン海外労働事務所のウェブ・サイトに掲載されているもの))

<https://poloosaka.dole.gov.ph/news/doh-department-memorandum-no-2020-0200/>

(職場復帰に係る暫定ガイドライン)

<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf>

(保健省ホットライン)

・マニラ首都圏在住者専用医療相談ホットライン：(02) 8424-1724 又は (02) 7798-8000
・新型コロナウイルス感染症ホットライン：(02) 8942-6843 又は 1555 (注：後者は4桁のみでつながります。)

(フィリピンにおける感染状況、検査実施状況、医療状況等)

<https://www.doh.gov.ph/covid19tracker>

(注：地域を選択すると、特定地域のデータが表示されます。)

●フィリピン貿易産業省及びフィリピン労働雇用省

(職場におけるCOVID-19の予防と管理に係る暫定ガイドライン)

https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/010520_DTI_DOLE_Guidelines_Workplace_Prevention_Control_COVID19.pdf

●フィリピン貿易産業省

(ビジネス継続計画ガイド)

<http://www.bps.dti.gov.ph/index.php/press-releases/24-2020/219-dti-bps-releases-business-continuity-guide>

●フィリピン教育省

(2020-2021年のフィリピン公立学校の進学登録手続きに関するガイドライン)

<https://www.deped.gov.ph/2020/05/28/do-008-s-2020/>

(2020-2021年度の基本教育学習継続計画に関するガイドライン)

<https://www.deped.gov.ph/2020/06/19/june-19-2020-do-012-2020-adoption-of-the-basic-education-learning-continuity-plan-for-school-year-2020-2021-in-the-light-of-the-covid-19-public-health-emergency/>

(2020-2021年度の学校カレンダーと活動に関するガイドライン)

https://www.deped.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/DO_s2020_007.pdf

●フィリピン観光省

(観光省地域オフィス連絡先) http://www.tourism.gov.ph/regional_offices.aspx

(注：国際空港へのアクセスが困難な外国人へのフィリピン政府による支援については、在フィリピン日本大使館ホームページ【3/20付 領事班からのお知らせ】https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00050.htmlも参考にしてください。)

(観光省フェイスブック)

<https://www.facebook.com/DepartmentOfTourism/>

(注：営業中のホテル等についての情報も掲載されています。)

●フィリピン入国管理局

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/>

<http://immigration.gov.ph/>

(8月30日付けアドバイザー：出国する外国人の要件緩和)

https://immigration.gov.ph/images/News/2020_Yr/08_Aug/2020Aug30_Press.pdf

(8月25日付けアドバイザー：外国人配偶の入国)

https://immigration.gov.ph/images/News/2020_Yr/08_Aug/2020Aug25_Press.pdf

(5月29日付けアドバイザー：オンライン予約制の導入)

http://www.immigration.gov.ph/images/Advisory/2020/05_May/2020May29_advisory.pdf

(5月29日付けプレス・リリース：一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ) 下のニノイ・アキノ国際空港における渡航の制限)

http://immigration.gov.ph/images/News/2020_Yr/05_May/2020May29_Press.pdf

●フィリピン国内移動プロトコール・フローチャート

(マニラ国際空港庁 (MIAA) ウェブ・サイト)

(州等の内部移動に関するプロトコール・フローチャート)

<https://www.facebook.com/MIAAGovPh/photos/pcb.1650606908438413/1650605995105171/?type=3&theater>

(州等をまたぐ移動に関するプロトコール・フローチャート)

<https://www.facebook.com/MIAAGovPh/photos/pcb.1650606908438413/1650606015105169/?type=3&theater>

●マニラ国際空港庁 (MIAA)

(搭乗時に PCR 検査の陰性証明書の提示が求められる国・地域)

<https://www.facebook.com/401384246694025/posts/1679223228910114/?extid=CSJ68xln34zscfaw&d=n>

(注：邦人の日本入国時には、PCR 検査の陰性証明書は不要です。)

●在フィリピン韓国大使館

(7月16日付ノータイス：搭乗時に PCR 検査の陰性証明書提示が必要)

http://overseas.mofa.go.kr/ph-en/brd/m_3272/view.do?seq=760721

●フィリピン航空

<https://www.philippineairlines.com/ja-jp/jp/home>

●セブ・パシフィック

<https://www.cebupacificair.com/ja-jp>

●エア・アジア

<https://www.airasia.com/ja/jp>

●日本国厚生労働省

(新型コロナウイルス感染症関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●日本国外務省

(「旅券法施行規則」の一部改正のお知らせ)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003359.html

●日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

(注：この取り扱いの詳細については、日本年金機構のねんきんダイヤル (+81-3-6700-1165) に直接お問い合わせください。)

+++++

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710 （邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ領事事務所

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843